

## 消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎの活動

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ(略称:消費者懇)は、安心して食生活・消費生活をおくれる環境を求めて、食品の安全行政、消費者行政の充実強化を目指し、宮城県内の消費者組織の連携をはかり、消費者運動を促進することを目的として活動します。【構成団体】宮城県生活協同組合連合会、NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネット、宮城県地域婦人団体連絡協議会、宮城県消費者団体連絡協議会、みやぎ生活協同組合、生活協同組合あいコープみやぎ、公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク(MELON)

### ● 学習会「買う？買わない？機能性表示食品」

10月15日(木)フォレスト仙台2階第5・6会議室において、消費者懇主催による学習会「買う？買わない？機能性表示食品」を開催し、構成団体、市民ネットとうほく、共立社等から111人が参加しました。

野崎和夫座長(宮城県生協連専務理事)の主催者あいさつの後、『「買う？買わない？機能性表示食品」～惑わされないために、知っておくこと～』と題して、一般社団法人消費者市民社会をつくる会の阿南久理事長を講師に学習しました。

今年の4月から、事業者が国に届け出をただけで、健康への効用の表示が可能になり、6月から実際に商品が販売されています。機能性表示食品の消費者庁への届け出件数は、今や100件を超えている状況です

(2015年10月現在)。

機能性表示食品の表示は、消費者が選択する上で必要な情報を記載することとしていますが、届出制のため、安全性に問題のあるものや科学的根拠の薄いものが市場に出回っていること、国は届け出を受けるだけで科学的根拠の検証を行わない制度であることなどを話されました。

また、ご自身が代表を務めるASCONE(一般社団法人消費者市民社会をつくる会)の取り組みを通して、喫きんの課題について話され、事業者及び関係者の正しい理解を広げ消費者に新しい制度を知らせること、「届出情報」に対する評価(安全性、機能性)を情報提供する、「届け(られ)ていない」食品の広告を止め(させ)ること等を、行政、事業者団体(流通も含む)、

消費者団体、科学者等が、それぞれの立場から、今後この制度の充実を図るために活動する必要があると話されました。

食品表示法は消費者保護の観点から消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を基本とすること、さらに消費者の教育が重要であることについても話されました。この機能性表示食品制度がよりよい制度になるかどうかは、事業者のモラルの向上と消費者のリテラシー(何かの分野や物事に習熟してそれを使いこなす能力)の向上にかかっていると、まとめられました。

消費者自らが選択できる力をつけるとともに、行政に対して情報提供を求めていく必要があることが分かりました。



講師の一般社団法人消費者市民社会をつくる会  
阿南久理事長